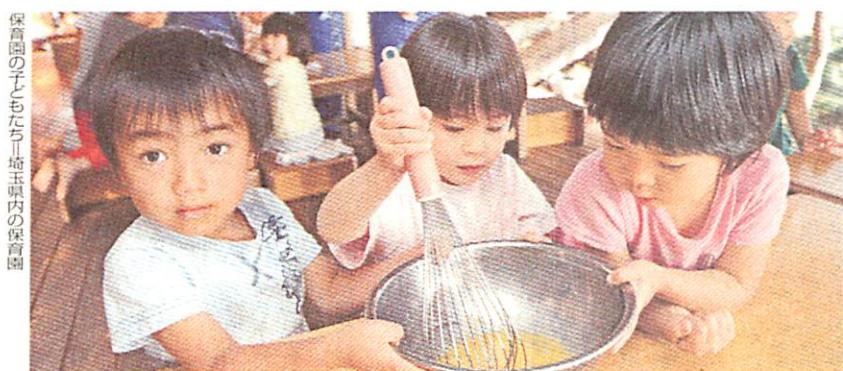


● ● そこが知りたい特集



保育園の子どもたち 埼玉県内の保育園

民主党政権が打ち出した「子ども・子育て新システム」は、現行の保育所と幼稚園をともに廃止し、「幼保一体化」した新しい「こども園」をつくるというのが自玉です。「すべての子に充実した児童教育・保育を提供するため」といいますが、一体、何をもたらすのか。

国の責任で保育所増を共産党の提案

子育て世代の強い要求は、いつもどこでも、安心して預けられます。保育所がほしいということも。1970年代には10年間で約8千カ所の保育所が増設されました。規制緩和をすすめた98年から10年間には57カ所しか増えていません。公立保育所の財政責任を明確にした「保育

への国庫負担金を廃止し一般財源化したことが増設を困難にしています。公費による保障をなくす新システムでは、ますます増設し、さらに実態調査にもとづいて中期的に整備計画を策定させます。自治体が保育所をも果たせるようになります。

「幼保一体化」狙いは市場化

幼稚園と保育所の違い

| | 幼稚園 | 保育所 |
|---------|---------------|--|
| 位置づけ | 学校教育法に基づく学校 | 児童福祉法に基づく児童福祉施設 |
| 設置主体 | 国、地方公共団体、学校法人 | 制限なし |
| 認可、指導権者 | 公立・都道府県教育委員会 | 都道府県知事 |
| | 私立・都道府県知事 | 指定都市・中核市市長 |
| 対象 | 3歳以上の幼児 | 保育にかける乳幼児 |
| 職員資格 | 幼稚園教諭 | 保育士 |
| 配置基準 | 35:1 | 30:1(4、5歳) 20:1(3歳) 6:1(1、2歳) 3:1(乳児) |
| 運動場 | 運動場 | 近隣の公園などで代替可 |
| 調理室 | 置かなくてよい | 必ず置く |

保育時間バラバラ 園ごとに「自由価格」

これを「一体化」した「こども園」はどうなるのか。現行では、幼稚園を運営できるのは国、自治体と学校法人だけです。こども園は運営主体の制限をなくし、株式会社などの参入を認めます。こども園事業の利益を株主への配当や、他の事業に回すことでも認める方向です。

入園の仕組みは幼稚園のように、園との直接契約・直接支払い。保育料は実質的に園ごとの自由価格で、入園料や課外活動の実費徴収、入園選抜も認めます。保育料は利用時間に応じて決まり、利用時間によっては、その分

によって、来る子、来ない子がモザイク状に混じるため、所在・安全確認が大変になります。

看板にすぎず

こども園構想は、幼稚園関係者の反発を受けること、途端にトーンダウン。幼稚園型、保育型こども園にする

こと、外施設だけを外し外施設は質が悪いという偏見「保育は認可保育所でいう『だだり』があるせいで、現行の認可制度が悪いから制度を変えるともいます。認可

消できないのは、「認可外施設は質が悪い」という偏見を引き下げる

ことがあります。認可外施設の水準引き上げを放棄し、実質的に現行の最低基準を引き下げる

ことがあります。認可外施設をつくり、それを待機児童の受け皿にすると

民主党政権は、「幼稚園は定員割れ保育所は足りない。一体化すれば待機児童が減らせる」と認定され、パート労働者で「午前中、週3日」とされれば、基本的にその範囲でしか利用できません。日によって、来る子、来ない子がモザイク状に混じるため、所在・安全確認が大変になります。

モザイク状態

これが「一体化」した「こども園」はどうなるのか。現行では、幼稚園を運営できるのは国、自治体と学校法人だけです。こども園は運営主体の制限をなくし、株式会社などの参入を認めます。こども園事業の利益を株主への配当や、他の事業に回すことでも認める方向です。

入園の仕組みは幼稚園のように、園との直接契約・直接支払い。保育料は実質的に園ごとの自由価格で、入園料や課外活動の実費徴収、入園選抜も認めます。保育料は利用時間に応じて決まり、利用時間によっては、その分

基準下げても保障なし

政府は、待機児童が解消できないのは、「認可外施設は質が悪い」という偏見を引き下げる

ことがあります。認可外施設をつくり、それを待機児童の受け皿にすると

保育の必要がある乳幼児が対象です。私立に関係なく市町村に入所を申し込み、市町村が希望にもづいて入所先を決めます。では、親の就労時間に応じて必要な保育時間は午前中、給食はありません。保育所は公立も私立も同じ、市町村ごとに保護者の所得に応じて決まります。

待機児解消は口実

民主党政権は、「幼稚園は定員割れ保育所は足りない。一体化すれば待機児童が減らせる」と認定され、パート労働者で「午前中、週3日」とされれば、基本的にその範囲でしか利用できません。日によって、来る子、来ない子がモザイク状に混じるため、所在・安全確認が大変になります。

認可外施設は「こども施設」、そのなかで認可を受けたものを「こども園」とします。それによって多様な事業者の参入が可能になり供給が増え